



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2013 FEBRUARY / 142号

★ 商標の類否に関する最近の審決 (2) ★

過去にも同じテーマを取り上げたことがあります(2005年50号)。最近の拒絶査定不服審判では、2つの商標の類否判断において、先行商標の類似範囲を狭く解釈することにより、後行商標の登録を認める傾向がますます強くなっていると思われます。下記審決はいずれもその傾向に沿ったもので、後行商標は、すべて拒絶査定が取り消されて登録されています。審査で拒絶されても簡単にあきらめてはいけないという教訓になりますが、やはり私どもとしては、このようなケースにおいて、もし出願前の調査で先行商標の存在が判明したら、安全の見地から、後行商標の態様を変更するのをお勧めしたいと思います。審判で成功することが約束されているわけではありません(実際、失敗しているものも多数あります)し、争うこと自体、相当の費用と時間がかかり、気苦労が伴います。

審判番号	先行商標	後行商標	類
2011-09363	PIAA	PIA8000	03
2011-14910	MILLIE' S	ミリー/MILLY	25
2011-14199		C & C	42
2011-15691	やんちゃ		29
2011-19735	楽宴	楽園	33
2011-19223	サバイバル/SURVIVAL	鯖威張る	29
2011-18318	蒸しやしない		30
2011-20130	レセージ LESSAGE		09 他
2011-23243	WAAP NeT/ワーブネット	WarpNet	09
2011-09459	SAAB	SERVE	09 他
2011-25841	PLAY BOY/プレイボーイ	PLAYBOY 	03
2011-22953	CyAn		09 他
2011-21275	Allco	ARUCO	09 他
2011-21768	エコチュウ	エコ中	35
2011-25334	 ECO & GAIN (色彩省略)	エコトク	35 他
2011-20846	LABRA/ラブラ	 (色彩省略)	35